

令和 8 年度川田浄化センター汚水調整池防食塗装工事

特記仕様書

吉野川市水道部下水道課

特記仕様書

第1条 徳島県土木工事共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

尚、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

第2条 徳島県土木工事共通仕様書の変更・追加事項

「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年10月」の【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページに掲載のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

第3条 本工事の特記仕様事項

本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第4条 工事の内容

1. 目的

本工事は川田浄化センターの汚水調整池における防食塗装を行うものである。

2. 工事場所

徳島県吉野川市山川町翁喜台

3. 工事概要

この工事の概要は次のとおりである。

防食塗装工事

・川田浄化センター

① 汚水調整池

1 槽

4. 工事数量

別紙の仕様及び図面のとおりである。

第5条 遵守法令等

工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 建設業法
- (4) 公害対策基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 下水道法
- (9) 電気事業法
- (10) 道路交通法
- (11) 騒音規制法
- (12) その他関係法令、条例

第6条 材料等

材料については、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、（社）日本下水道協会規格（JSWAS）、及び（社）日本水道協会規格（JWWA）に定められた製品を選定すること。

第7条 施工管理基準

施工管理は、「徳島県土木工事施工管理基準（案）（令和6年7月）」に準拠し、行うものとする。

第8条 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡しの日より2年間とする。

但し、監督員と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

保証期間中に生じた設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損並びに故障等は受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行わなければならない。

但し、監督員の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

第9条 週休2日確保工事

- (1) 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- (2) 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- (3) 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領：

吉野川市ホームページ <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2022051000028/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

○○○○○○を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 吉野川市○○課
電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

○○○○○○を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 吉野川市○○課
電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(例) 完全週休2日(土日)の場合

第10条 定めなき事項

この仕様書に定めない事項、又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

土木工事仕様

1. 防食塗装工事概要

川田浄化センターの汚水調整池における防食塗装工事は、下記のとおり施工すること。

(1) 表面処理工

表面処理工は、防食被覆層や素地調整層の接着に支障となる付着阻害物（レイタンス、油、汚れ、型枠剥離剤及び異物等）を除去する。表面処理は、高圧水(30MPa 以上)処理を標準とする。又、入隅部及び出隅部は、滑らかな曲線に仕上げ、防食被覆層の施工に適した素地の確保を目的とする。

(2) 素地調整工

塗布型ライニング工法の素地調整工は、表面処理工が完了した清浄なコンクリートの素地全面に、施工する防食被覆工法の仕様に従い、使用する素地調整材に適した方法で施工し、平坦で密実な状態に仕上げる。

素地調整は、硬化不良・凹凸・巣穴・塗りむら・コテ摺り跡・その他脆弱箇所等の欠陥がない平滑で密実な表面状態に仕上げる。

(3) 防食被覆工

塗布型ライニング工法の防食被覆工は、素地調整層の正常な硬化を確認後、防食被覆材料製造業者の施工仕様に基づき、材料の使用時間、塗布量、塗布間隔等を遵守して、所定の施工厚さをもつ均一な防食被覆層を形成させるように、適切に施工する。

防食被覆層の施工品質を確保するため、使用する防食被覆材に適した使用機器具類を用いて、施工環境の温度・湿度等の保持に留意し、入念に塗布する。

防食被覆層は、硬化不良・塗りむら・ピンホール・気泡がなく、平滑な表面状態に仕上げる。

(4) 防食被覆の施工部位と施工ランク

今回の防食工事対象箇所は、実施設計図の汚水調整池とする(別図参照)。

(5) 防食被覆工法の施工ランク別の標準仕様

今回の防食工事対象箇所である汚水調整池の、防食被覆工法における標準仕様は、エポキシ樹脂系の1種とする。

(6) 仮設関係

防食塗装の施工に際して、必要となる仮設関係についても本工事に含むものとする。

※参考資料 防食被覆工法の設計仕様例

施工対象施設の腐食環境条件や施工環境条件に適した工法の検討を行う上で、防食被覆工法の仕様と防食被覆材料の一般的な特性は必要な事項と考えられるため、防食被覆工法として一般的に採用されている塗布型ライニング工法の標準的な仕様例を参考として下記に示す。

本設計仕様例の利用上の注意点

- (1) ここで示す仕様例はあくまでも参考であり、発注者が示す品質規格に適合することが最優先とする。
- (2) 本仕様例は、一般的な仕様を示すもので、防食被覆材料製造業者の定める仕様（積層回数・使用量・施工厚・施工方法等）とは異なる場合があるため、防食被覆材料製造業者の定める仕様で品質規格に適合する工法を優先する。
- (3) 塗布型ライニング工法における設計仕様例に示す材質による設計厚は、同種の材料については同程度の設計厚とすることが望ましく、設計厚を小さくすることを検討する場合は、施工品質管理、施工実績及び供用開始後のデータ等を検証する必要がある。

設計腐食環境及び工法規格（施工ランク）毎の塗布型ライニング工法の防食被覆材料（例）を下記の表に示す。

1 種の設計仕様例

①エポキシ樹脂の塗布 2 回以上

工 程	仕 様 材 料	標準使用量 (kg/m ²)	施工方法
前 工 程	新設:手引き 3.5.2 (表面処理工)・補修:3.4.3 (断面修復工)		
素 地 調 整	素地調整材 (P C M又は樹脂パテ)	0.5～2.0	金ゴテ等
上 塗 り ①	エポキシ樹脂	0.20	ローラー等
上 塗 り ②	エポキシ樹脂	0.20	ローラー等
施 工 厚	0.2 mm以上 (硬化後厚さ)		

注 1) 素地調整材に P C M (ポリマーセメント系モルタル) を使用する場合は、素地調整の後に必要に応じてプライマーを使用する。

注 2) 素地調整材に樹脂パテを使用する場合は、素地調整の前に必要に応じてプライマーを使用する。